

紀州藩七里役における参観交代路変更調査

『道中宿場調』をめぐる

はじめに

郵政歴史文化研究会第五分科会に所属する筆者は、通信総合博物館時代に調査の過程で一覧した「道中宿場調」について、かねてより作成の意図について懸案になっていた。この資料は、東海道図と中山道図からなる。東海道図は街道絵図であり、一方、中山道図は武蔵国の一部の宿場の宿並絵図になり、両者には一貫性は感じられなかった。そこで今回改めて資料調査を行って、どのような目的で作成されたのか検討を試みた。

なお、小稿では、他の中山道絵図と区別する意味から「中山道宿並絵図」と呼称する。

一 概要

資料の正式名称「道中宿場調」からは、どのような絵図か内容を把握することは困難である。この資料は、東海道大磯宿から三島宿までの街道絵図と中山道の武蔵国内地域に限定された板橋宿・蕨宿・大宮宿・上尾宿・桶川宿・熊谷宿の宿並絵図の合計七点の絵図からなっている。どのような

経緯で、通信総合博物館に収蔵されたのか、伝来などの経緯を記した記録等がないため、出所はもとより武蔵国内でも浦和宿・鴻巣宿・深谷宿・本庄宿、そして上野国以遠の宿場が何故含まれていないかなど、詳らかではない。

これら一連の絵図は、作図形式が全く異なっており、一見すると目的を一にしているようには感じられない。特に東海道絵図に関しては、記された情報は沿道の社寺堂宇は細かく記しているものの、描写は一般的な街道絵図にすぎない。一方、中山道宿並絵図については、ある程度推定できる情報が見いだせる。そのため通信博に収蔵された段階で東海道図絵図が加わっていたのか、一連の表題のない街道絵図として、武蔵国域の中山道の各宿を描いた街道絵図とともに一つの資料群としたのか詳らかではない。ただ、小稿の結論からいえば、この「道中宿場調」という名称は、あながち的外れではなく適切な名称といえる。

小稿では、東海道絵図については、ひとまず検討から除外して中山道宿並図を中心に見ていく。この中山道宿並絵図は、程度の差はあれ宿内の様子詳細であり、ある目的をもって作成されたことが推測できる。

郵政博物館における資料概要は、次のとおりである。

杉山 正司

【資料名称】道中宿場調

【員数】七点(内訳:「中山道宿並絵図」板橋宿・蕨宿・大宮宿・上尾宿・桶川宿・熊谷宿/「東海道絵図(大磯宿〜三島宿)」

【資料番号】SBA/0152(固定資産番号:A92007002799)

【取 蔵】郵政博物館(郵政博物館資料センター)

【法 量】「中山道宿並絵図」

①板橋宿 縦二八・三センチメートル×
横一九七・六センチメートル

②蕨 宿 縦二七・七センチメートル×
横八八六・六センチメートル

③大宮宿 縦三二・七センチメートル×
横八三七・一センチメートル

④上尾宿 縦二七・七センチメートル×
横二八一・二センチメートル

⑤桶川宿 縦二七・八センチメートル×
横四一六・六センチメートル

⑥熊谷宿 縦二八・〇センチメートル×
横一八七・六センチメートル

⑦大磯宿〜三島宿 縦二四・〇センチメートル×
横三六四・六センチメートル

【年 代】天保三年(一八三二) 二月

※ただし、⑦を除く。

二 絵図作成の目的

奥書 さて資料群は、ある目論見の元、作成と差出を命じられた絵図であることが判明する。最初に蕨宿並絵図の奥書の記載に注目したい【図1】。

前書 鹿絵図面之通奉書上候処

相違無御座候以上

田口五郎左衛門御代官所

中山道蕨宿

問屋出府二付代

年寄

平兵衛印

同

源兵衛印

紀州様

御七里御役

加納啓三郎様

川村嘉蔵様

差出人は、蕨宿問屋が出府中のため、代理として年寄の平兵衛と源兵衛となっている。天保三年(一八三二)に蕨宿の問屋から紀州七里役、すなわち紀州徳川家の七里飛脚役所の役人に提出された宿並絵図であることがわかる。

しかも「天保三年辰二月」の年紀は、大宮宿・上尾宿にもあり、板橋宿・桶川宿には年紀はないものの「辰二月」と記されるなど共通することから、中山道宿並絵図に関しては同一目的、同一時期に作成され提出されたことが推測される。熊谷宿を含めて各宿の問屋役人が作成し、印行を伴うという共通性も指摘でき、七里飛脚小屋(役所)に提出された絵図であることがわかる。

七里御役 奥書でキーワードとなるのが「七里御役」である。七里御役は、七里飛脚のことである。七里飛脚については、藤村潤一郎氏の研究¹⁾が知られており、小項では改めて詳述せずに同氏の研究に導かれた関連部分に留める。

七里飛脚は、「七里之者」とも呼ばれ、東海道七里毎の宿駅に駐在して御用状などの宿継を行う者で、尾張・紀伊・水戸の御三家、松江藩松平出



【図1】②葎宿奥書

羽守家、及び川越藩松平大和守家に限られるという⁽²⁾。これに加えて越前福井藩松平家・姫路藩酒井家・津山松平家・松山藩松平家・高松藩松平家にも置かれたという⁽³⁾。

当該絵図は、「紀州様御七里御役」とあることから、紀伊徳川家の七里役に関連する資料である。

『南紀徳川史』には、「七里之者」が「職制（職掌解説）」の項目に収載されて、次のとおりの記載がある。

七里之者 元御飛脚の者と称す

文政十三寅十二月廿九日改称

元は大名飛脚であったことがわかる。『南紀徳川史』には続けて、通常は御用状の宿継を担当するが、参観交代の御供は勿論、関札の才領、御家中往来の先触、人足継立・宿泊など道中に關する用務を担っている。そのため飛脚用務より他の用務も多くなつたことから飛脚の職名を外して「七里之者」すなわち七里役となつたとしている。尾張藩においても、後に御用飛脚荷の宰領となり、更に藩主の参観道中をはじめ、藩士往来の世話までするようになったという⁽⁴⁾。

つまり当初は、七里飛脚という大名飛脚に専従していたが、やがて街道などの通行に精通していることから、参観交代の道中の差配をはじめ、一行の休泊の手配などの任務へと広がつたのであろう。

七里役は、『南紀徳川史』によれば、東海道筋では最初に神奈川宿に配置され、小和田（茅ヶ崎市）、小田原宿、箱根宿、沼津宿、由井宿、丸子宿、金谷宿、見付宿、新井宿（新居宿）、大濱宿、御油宿、宮宿など、和歌山迄の七里役として詰める「七里小屋」が設置され、そこに七里役の者が待機した。『東海道宿村大概帳』には、神奈川宿では、「此宿内紀伊殿七里飛脚之もの小屋壹ヶ所所有之」とあり、その他配置された宿村では「紀伊殿飛脚小屋」や「紀伊殿七里之もの継小屋」、「紀伊殿七里飛脚小屋」などと記されている。神奈川宿の七里小屋は、記録によれば「紀州様当役所」とあり、小屋と称してはいるが、さながら役所としての体をなしていたことが

わかる⁽⁵⁾。

加納啓三郎 もう一つのキーワードは、加納啓三郎である⁽⁶⁾。加納は、文政十一年(一八二八)七月五日、神奈川宿詰の七里役として着任している。以後、七里役としての加納の動向は、当神奈川宿本陣で名主後見役の石井弥五郎順孝の「諸用日記」を元に見ていくことができ、本絵図作成前後の記事が注目されるので、時間を追って見ていきたい⁽⁷⁾。

天保二年正月二十九日⁽⁸⁾、神奈川宿荒宿町から出火、宿内一二〇軒余を焼失する大火が発生した。神奈川宿は、石井家と鈴木家の二軒が本陣職を務めていたが、両本陣が被災したため休泊が困難となった。三月十四日には、紀州藩主の出府の途次の御小休が予定されていたが、金蔵院に変更となった⁽⁹⁾。

次いで九月二十六日、紀州藩の道中吟味役高浦可蔵による神奈川宿の類焼家屋の見分が行われた。目的は、来春の藩主の本陣等への宿泊可否についてであった。

一、紀州様後所江行、今日高浦可蔵殿御泊之義也、夫合並木町迄迎番、御七里加納啓三郎殿同道出迎、両本陣并旅籠屋其外類焼之家別見分相済候、御宿武介方也、来春御旅籠可相勤哉之旨御尋御座候、尤鈴木方ハ最早造作取懸り候間、多分間二合可申段、当方之儀ハ未建方不相成事故如何之段被仰付候得共、当年限り皆出来可申段御断申上候、⁽¹⁰⁾

というもので、鈴木本陣は造作に取り掛かっているものの、石井本陣はこの時までには完成は困難であると返答している。

十月一日には、

一、春 紀州様御旅館二付、下宿調之儀今日可致趣、問屋源兵衛へ懸合候、巳刻合源兵衛・御七里役加納啓三郎殿・源太左衛門・我等寄合致候、並木町合台町迄可成、御下宿之分百八拾軒余有之候、⁽¹¹⁾

と、加納啓三郎らにより問屋役源兵衛に懸けあいのもと、下宿の一八〇軒余の見分が行われている。

ところが、十一月十五日、次のような記事が記される。

一、紀州様御当詰加納啓三郎殿来ル、来春御帰国木曾路之趣被仰出候旨二付、取調として高浦可蔵殿先月右道中調、東海道下リ之趣、御通達有之候、⁽¹²⁾

加納啓三郎から、藩主の帰国が木曾路、すなわち中山道に変更になり、その取調べのため道中吟味役の高浦可蔵が調査し、東海道筋の宿場にそのことが通知されたのである。神奈川宿全体の復旧が紀州藩主の休泊には不十分であることが、先の九月末から十月初旬の調査で判断されたことで、中山道通行により帰国と決定されたのであろう。

翌年正月二十二日、中山道通行に変更されたことにより七里役は、中山道に向くため、石井本陣に挨拶に来ている。

さらに二月五日の記事には、前日に七里役は中山道に向かっている。

一、紀州様当辰年御帰国木曾路二付、当宿詰七里四日出立、右海道江出張、源左衛門暇乞申候、⁽¹³⁾

そして、加納啓三郎は、四月二十一日に中山道での任務を終えて、神奈川宿の七里小屋に帰ってきた。

一、紀州様七里加納啓三郎殿去ル二月中木曾路へ出張、出役相済候間、一昨日帰宅被致候由二而来り、⁽¹⁴⁾

これら一連の記述から、天保二年の神奈川宿の火災が、翌年の紀州藩主の帰国通行の経路変更の理由であったことが考えられる。

絵図製作 このような経緯を見ると、絵図製作の経緯について次のようなことが考えられる。

・七里役加納啓三郎が、神奈川宿七里小屋に着任してからは、紀州藩主は東海道を通行しての参観交代で、神奈川宿本陣は御小休にあてられている。
 ・天保二年正月二十九日に神奈川宿で大火があり、約一二〇〇軒を焼失するほどの甚大な被害が出た。

・そのため直後の紀州藩主の通行は、本陣を利用できず緊急避難措置として金蔵院を御小休に当てざるを得なかった。

・九月末から十月初旬時点の見分では、翌年の石井本陣をはじめ供たちが分宿する旅籠屋などの家屋の再建も見通しが立たない。

・これらのことから、道中吟味役高浦可蔵が調査をして十一月初旬に中山道通行に変更した。

・東海道に置かれた七里役が、それぞれ中山道各宿の持ち場の分担を決め、受け持つこととなった。

・神奈川宿の加納は、江戸に最も近い七里小屋に勤務するため、中山道第一宿の板橋宿から、蕨宿・浦和宿・大宮宿・上尾宿・桶川宿・鴻巣宿・熊谷宿までを担当することになった。

・中山道通行は、東海道とは異なり、休泊等の道中の差配を新たに組み直さなければならず、加納としては不案内な中山道の各宿を把握したいと考えた。

・そこで、各宿問屋役宛てて通行二か月前の二月までに宿並絵図の作成と提出を求め、それを元に道中の差配を行った。その七里役加納啓三郎の元に提出された絵図が、中山道宿並絵図である。

ということが考えられる。

つまり、一連の中山道宿並絵図の作成経緯は、天保二年正月の神奈川宿大火によって御小休する本陣の使用ができなかったため、翌年の紀州藩主帰国通行が東海道から中山道に変更となった。このため、七里役加納啓三郎が道中差配を担当した中山道各宿に命じて、作成させ提出させた絵図であるといえる。浦和宿と鴻巣宿の宿並絵図が欠失している点に関しては、残念ながら収蔵される時点では、既に失われてしまったのであろう。

三 各宿絵図の特徴

中山道宿並絵図は、基本形として江戸方を右に、京方を左として西側から宿内を俯瞰する。各宿内の町名、街道左右の家並み、街道上の橋梁と河川、野道などの脇道、沿道に所在する寺社など主要な目印となる箇所が同様に記入されている。また前後の宿間里程、宿内及び沿道村内往還距離、宿入口から本陣迄の距離などは、基本情報とされているようである。

これらの情報は、同時代の『中山道分間延絵図』や『中山道宿村大概帳』にも類似しており、両者を補完する絵図として資料価値を見出すことができる。両者との比較検討は、稿を改めて述べることにし、小項では、各絵図の特徴を見ていきたい。

板橋宿 板橋宿並絵図は、分間延絵図を髣髴とする情報で、道幅を広くとり、家並みの粗密、江戸方の木戸、一里塚、問屋場本陣、寺社、沿道の田畑の区別、河川や用水に架かる橋が土橋か板橋か、村境や小字、江戸や次宿の蕨宿への距離を記す。さらに板橋宿を越えて、荒川から蕨宿境までを絵図に書き込んでいる。**【図2】**

蕨宿 蕨宿並絵図については、別稿⁽⁵⁾に記したので参照されたいが、簡単にまとめておく。蕨宿では、これまで嘉永図、文久図の町並図の二図が知られていた。今回の天保三年の本図は、この二図に先行する最古の絵図である。特に指摘したい点は、作図形式が三図とも同形式であることで、非常に重要な点である。すなわち他宿の宿並図の形式と異なっており、蕨宿の作図形式が、いわば蕨宿のオリジナルである。別稿で共著者の竹田が触れているが、和宮下向時作成指示に同様の雛型がある。天保図は時間的にこれに三十年先行するもので、作図形式については、蕨宿形式が模範例として雛型とされた可能性があり、本作図形式はいわば「蕨スタイル」、「蕨形式図」とも言えるだろう。

蕨形式図としての特徴は、上下に左右の家並の地割を一軒ごとにとる。基本は、中山道から見て①渡世名、住人名、奥行・間口を記す。宿内の助郷道、野道、堂宇と祠の位置なども明示する。しかも前後の宿間距離、宿

内往還及び主要地点間の距離、紀州鷹場の傍示杭の位置、宿間の橋梁、寺社や祠などはもとより、この頃調査が行われていた『中山道宿村大概帳』の記載を想起させるような記載もみられる点など興味深い。【図3】

大宮宿 武蔵国一宮氷川神社参道分岐の大宮宿の手前（現在のさいたま新都心駅付近）から、加茂宮村境、大宮宿と上尾宿の往還持場境までを描く。また参道分岐点から参道を氷川神社までも描いている。前後宿の里程など距離の記載はほぼ同じであるが、蕨宿同様に地割を一軒ごとに住人名と間口について、おおよその広さを幅で示す。沿道の樹林や寺社などは、絵画的に淡彩で描写している。本陣・脇本陣のほか、旅籠屋と茶屋の渡世名が記されている。

なかでも注目されるのは、絵図の右端から大宮宿内に置かれた紀州鷹場本陣までの距離が記されていることである。この距離と紀州鷹場本陣の記載からも、紀州藩主の通行を意識していることを窺わせる証ともいえる。

【図4】

上尾宿 大宮宿並絵図の左端部と重複して加茂宮村から門前村と町屋村境の紀州鷹場の傍示杭までを範囲とする。描法はこれまでと異なり、街道は一条の線で描かれ、家並みは屋根のみで示される。沿道の寺社は絵画的描写で、宿内は問屋場と本陣のみ明示される。また、前後の宿間の距離をはじめ、大宮宿と上尾宿の間の天神立場からの距離、宿入口から本陣、本陣から宿出口、出口から次の桶川宿までの距離など巻末にまとめて記載している。宿内家数や宿高、川越と岩槻迄の距離など、『中山道宿村大概帳』の記載を想起させる。【図5】

桶川宿 桶川宿の描法は、板橋宿と酷似している。久保村の紀州鷹場の傍示杭から桶川宿持場の東間村境迄を描く。家並は、屋根のみの表現である。特徴的なのは、路傍の傍示杭や石仏・石塔などを丁寧な形状までも表現している。【図6】

熊谷宿 熊谷宿は、前砂村と吹上村境から熊谷宿出口までを描くが、前出の他図と異なり右が京方、左が江戸方となって描かれている点に特徴がある。描法は上尾宿と酷似し、一条の線で街道を示し、家並は屋根のみで簡潔に粗密を示す。中山道から比較的近距离にある荒川の流れや、松平下絵

守の忍城も、中山道や熊谷宿からは距離はあるものの、熊谷宿が忍藩の領内であることを意識してか、あえて描き入れ、淡彩を加えるなどの特徴がある。

なかでも注目したいのが、中山道京方（右端）に記された「御国許之方」の文字である。さらに紀州を意識しているためか、右側を巻頭とし、距離などの基本情報も同様に冒頭に記載している点は、紀州藩を意識した配慮といえるべきであろう。【図7】

中山道宿並絵図 以上、「中山道宿並絵図」の各図の概要を見てきたが、記された基本情報や宿の詳細情報、さらに描かれた表現方法など、通常の宿場の町並絵図とはやや異なっている。

紀州藩主の緊急避難的な帰国通行が五か月前に決まり、七里役として参観交代道中を差配する加納啓三郎は経験したことのない中山道通行を前にして当初は思い至らなかったであろうか。一月下旬中山道へ出向くことになり、受け持つ宿場に不案内なことに気付いた。通行のわずか二か月前、急遽担当する宿場での休泊準備のために絵図の提出を求めたこととした。時間的な余裕がないため、基本情報の記載のみを求め、図の表現方法は任意として、各宿に対して提出を求めた絵図がこの資料である。

東海道絵図 さて、小稿で保留してきた「東海道絵図」である。郵政博物館には、加納啓三郎が記した「御用留」が収蔵されていることから、この記事から、あくまで推測の域を出ないものの、ひとつの仮説を考えた。「御用留」の概要は、藤村潤一郎氏によって紹介されており、これを元に見ていきたい。¹⁶⁾

「御用留」は、天保十一年（一八四〇）・同十二年（一八四一）・弘化二年（一八四五）・嘉永四年（一八五二）の四年分が残されている。年代は必ずしも連続してはいないが、前後の記事からある程度加納の動きを追うことができる。

加納啓三郎は、「諸用日記」で文政十一年（一八二八）七月から天保四年（一八三三）年六月迄神奈川宿の七里小屋に詰め、その後転任で、数年ごとに東海道筋に置かれた七里小屋に転任している。「御用留」の記事から神奈川宿以降、次のような異動を知ることができる。

神奈川宿 文政十一年(一八二八)七月〜天保四年(一八三三)六月
 江戸詰 天保四年(一八三三)七月〜?

由比宿 ? 天保十年(一八三九)

箱根宿 天保十年(一八三九)正月〜同十一年(一八四〇)十月

江戸詰 天保十一年(一八四〇)十月〜同十二年(一八四一)

新居宿 天保十二年(一八四一)〜弘化二年(一八四五)

沼津宿 弘化二年(一八四五)〜嘉永元年(一八四八)

江戸詰 嘉永元年(一八四八)〜

この異動箇所を見ると、多くは東海道の江戸方に多いことがわかる。「東海道絵図」に記された宿場の範囲を見ると、加納啓三郎の勤務していた小屋と重なることがわかる。ただし、天保四年の江戸詰から天保十年に由井宿から異動するまでの期間、江戸詰から由井宿に異動したか、あるいはもう数ヶ所挟むのか不明である。

そこでこの絵図が、七里役加納啓三郎に関係する絵図であるという前提で考えてみたい。具体的に各宿に置かれた七里役の管轄範囲は不明だが、各七里役は次宿までは継送を管理するものの、地理的な位置関係から見ると、宿間の道中は概ね中間点附近までを管轄することになっていたのでないだろうか。小和田七里役は大磯宿以東、小田原宿七里役が大磯宿以西。沼津宿七里役は三島宿以西、箱根宿七里役が三島宿以東を管轄していたことが窺われる。大磯宿から三島宿の絵図であることを考えると、小田原宿と箱根宿がポイントになるのではないだろうか。つまり絵図の範囲で、江戸詰と由比宿の間に小田原宿を詰めた可能性もあるが、「御用留」から知る限り加納が詰めていたのは箱根宿のみである。この七里役の管轄は、小田原宿先から三島宿⁽¹⁾まで。加納は、沼津宿や由井宿の小屋には詰めることがあるため、三島宿以西については比較的地理的環境に明るいとみられる。小和田での経験は不明だが、神奈川宿隣接管轄地域として把握していた、あるいは神奈川宿以前に経験していた可能性もある。

このように考えると資料的な裏付けが無く推測の域は出ないものの、加納が箱根宿詰となった際に、管轄地域と不案内な地域の概要把握のために

絵図を作成したのではないだろうか。【図8】

おわりに

「道中宿場調」は、加納啓三郎が関与した街道と宿場について調査した絵図である。目的の異なる二街道の絵図ではあるが、資料名称「道中宿場調」は、七里役として関係個所把握のための調査絵図の総称として適切であるといえるだろう。当初、筆者も街道別に分割して名称を付け直すべきでは思案したが、東海道絵図の仮説の可能性から小稿執筆過程で思い直した。

また伝来については、郵政博物館に加納啓三郎が記した「御用留」が収蔵されていることから、この「道中宿場調」は、おそらく加納家周辺から纏まった資料群として「御用留」とともに、明治になって駅通局以降、通信総合博物館となる間に収蔵されたと考えられる。

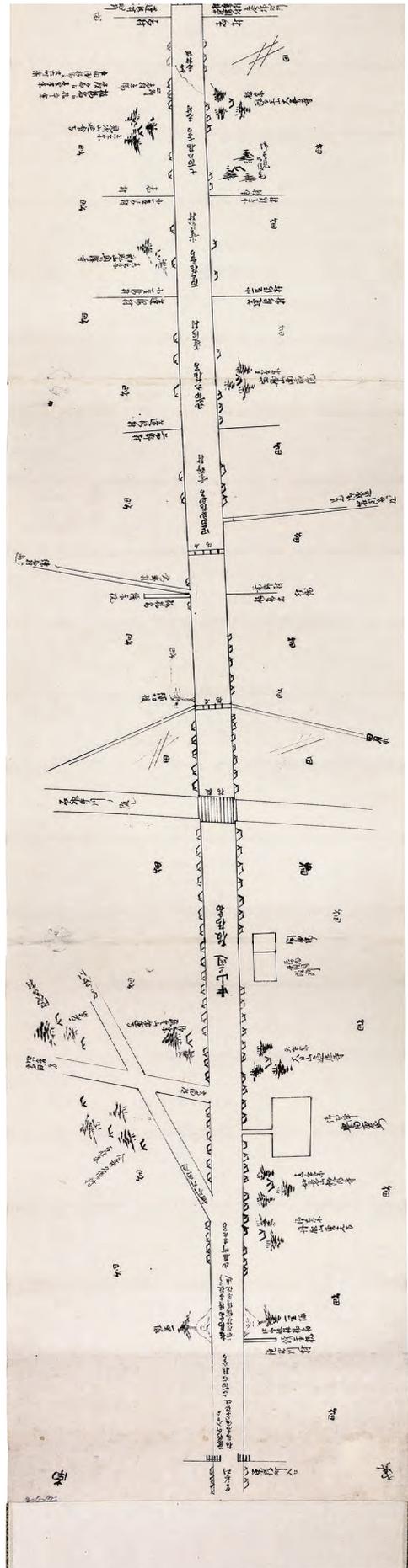
全体にまとまりのない推測に終始した部分もあるが、先学諸氏の御批判、御叱正、また御教示などを賜れば幸いである。

なお、小稿をまとめるにあたり資料調査閲覧に御配慮いただいた郵政博物館資料センター田原啓祐主席学芸員、蔵宿及び紀州藩参観交代に関して御教示・御協力を得た蔵市立歴史民俗資料館竹田真依子学芸員に、御芳名を記して感謝いたします。

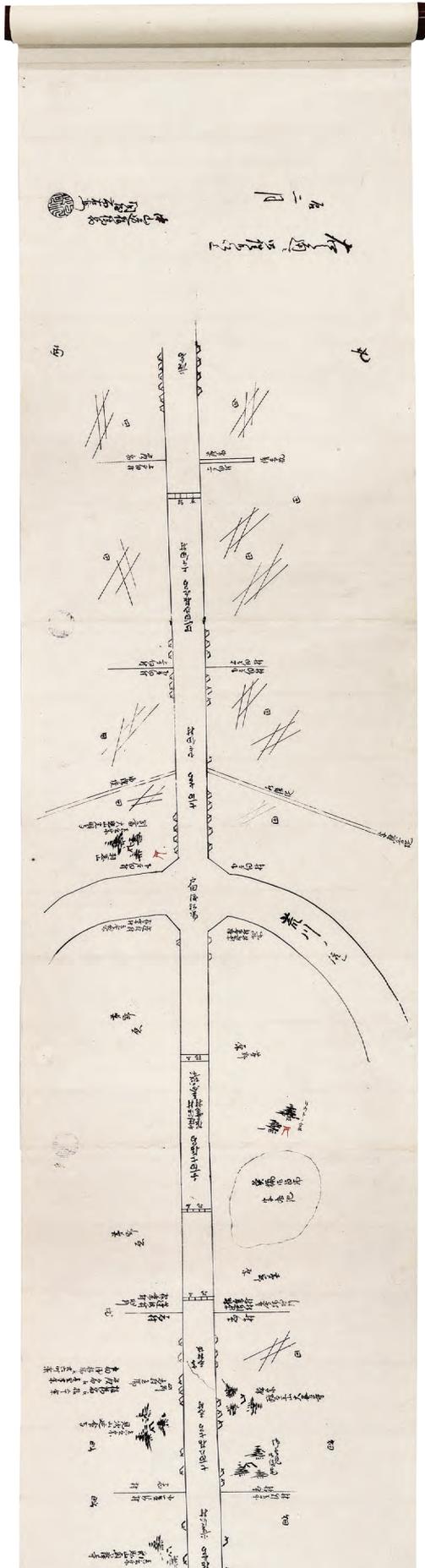
- (1) 藤村潤一郎「紀州七里飛脚について」(『創価大学人文論集』2 所収) 創価大学人文学会 一九九〇年
- (2) 堀内信編『南紀徳川史』第八冊 卷七十七職制第八、南紀徳川史刊行会、一九三二年 六七〇頁
- (3) 徳川義親『七里飛脚』財団法人国際交通文化協会 一九四〇年 一頁
- (4) 同前 二七頁
- (5) 註1 一四八頁
- (6) 郵政博物館では、「道中宿場調」のほか、七里役加納啓三郎による「御用留」四冊を収蔵している。
- (7) 青木美智男監修・小林風・石綿豊大校訂『東海道神奈川宿本陣石井順孝日記』3 ゆまに書房 二〇〇三年
- (8) 同前、天保二年正月二十九日条、一七二〜一七三頁
- (9) 同前、天保二年三月十四日条、一八六頁

- (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10)
- 同前、天保二年九月廿六日条、二六九頁
同前、天保二年十月朔日条、二七〇頁
同前、天保二年十一月十五日条、二八七頁
同前、天保三年二月五日条、三二二頁
同前、天保三年四月廿一日条、三四八頁
杉山正司・竹田真依子「天保三年蕨宿町並絵図」(『蕨市立歴史民俗資料館
研究紀要』第十八)所収、蕨市立歴史民俗資料館 二〇二二年
藤村潤一郎「紀州七里加納啓三郎「御用留」について」(藤野保先生還暦
記念会編『近世日本の社会と流通』所収) 雄山閣 一九九三年
同前 天保十一年四月三日の三島宿火災に箱根宿の七里役所あて三島宿問
屋役から御注進書が出され、加納は三島宿に出張している。

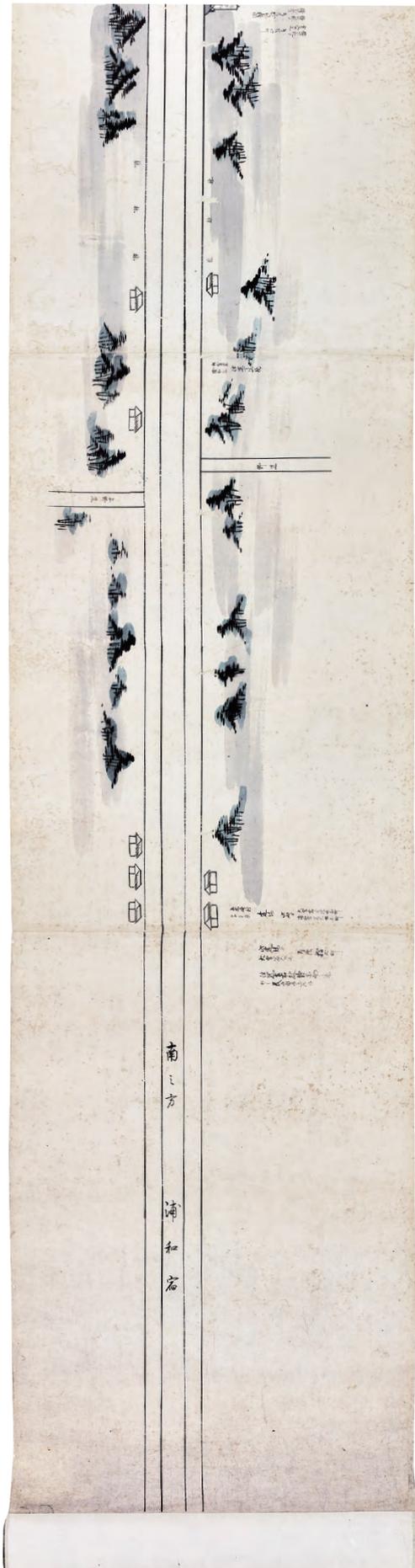
(すぎやま まさし 埼玉県立文書館前館長)



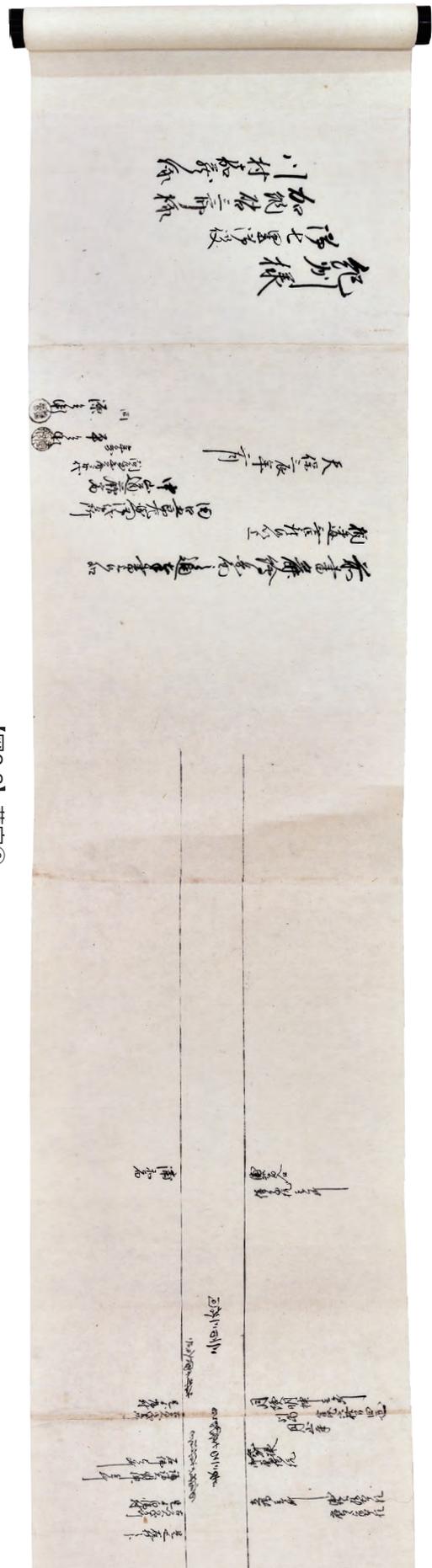
【図2-1】板橋宿①



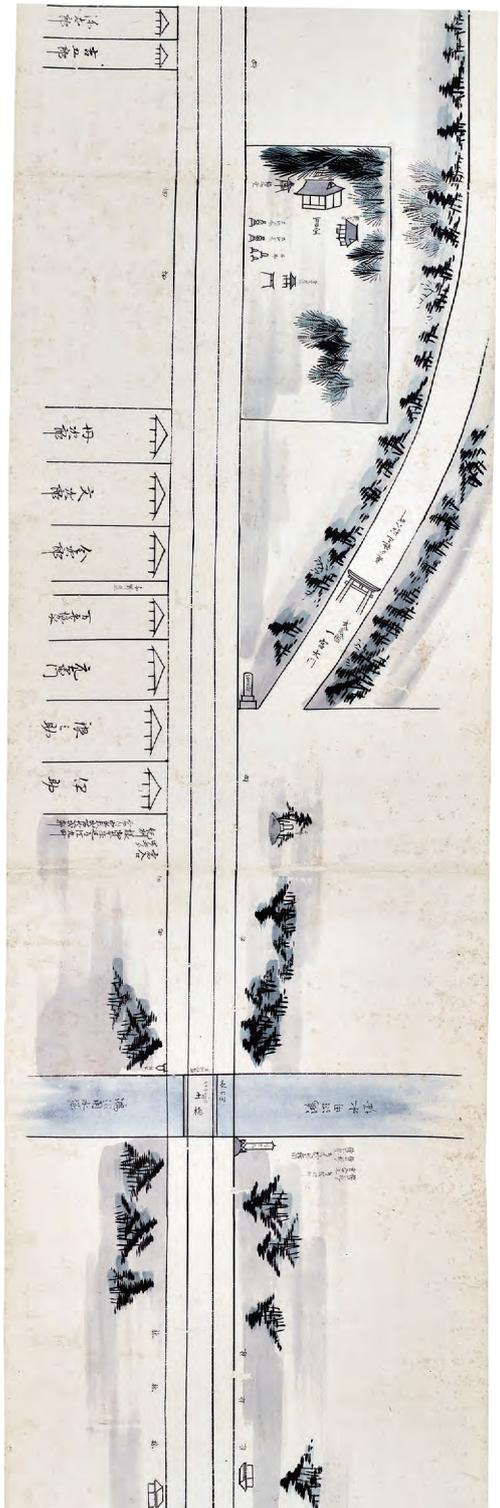
【図2-2】板橋宿②



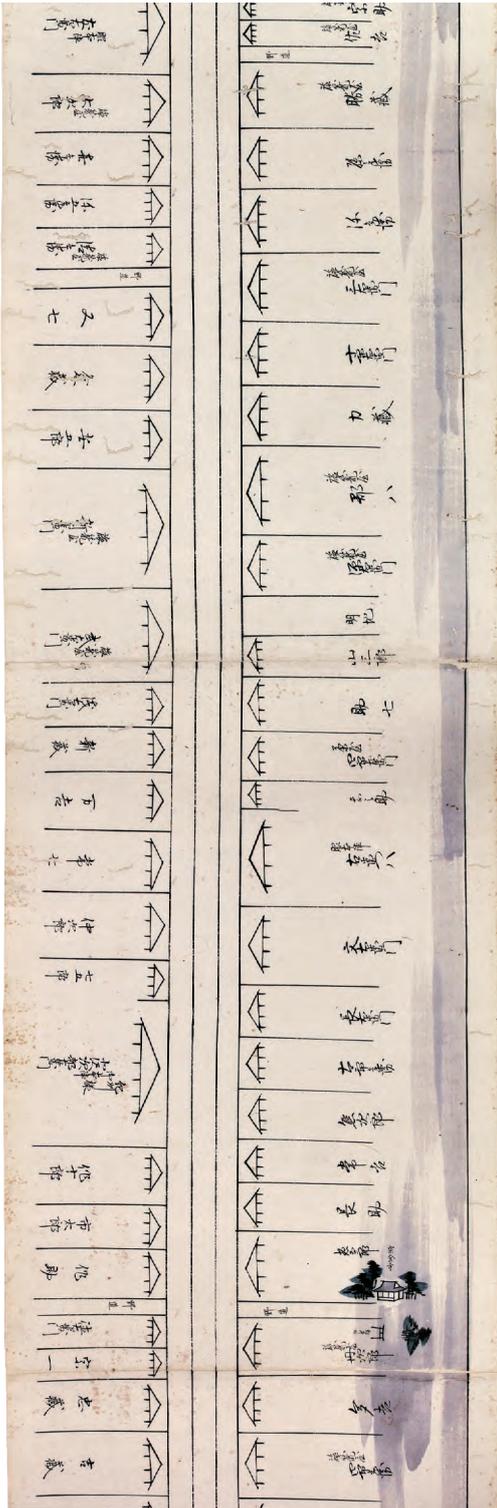
【図4-1】大宮宿①



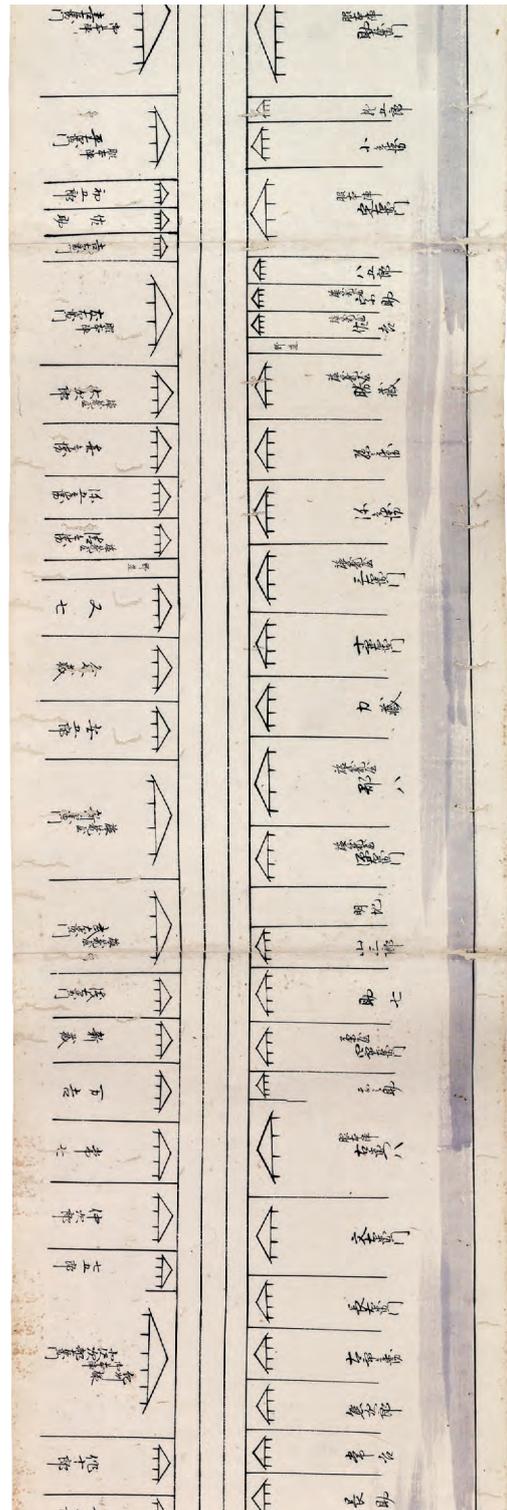
【図3-3】蕨宿③



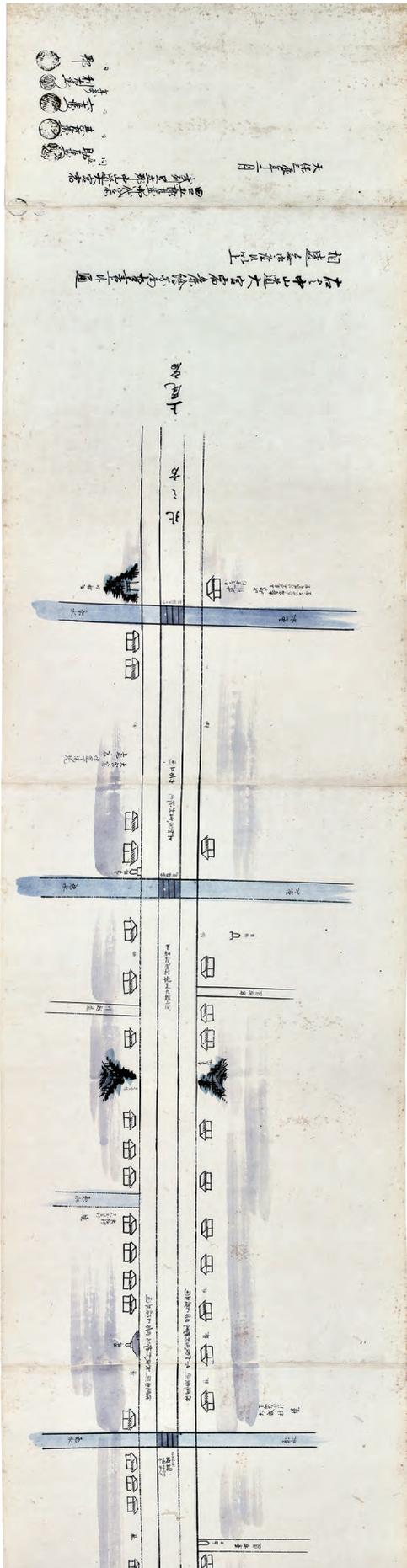
【図4-2】大宮宿②



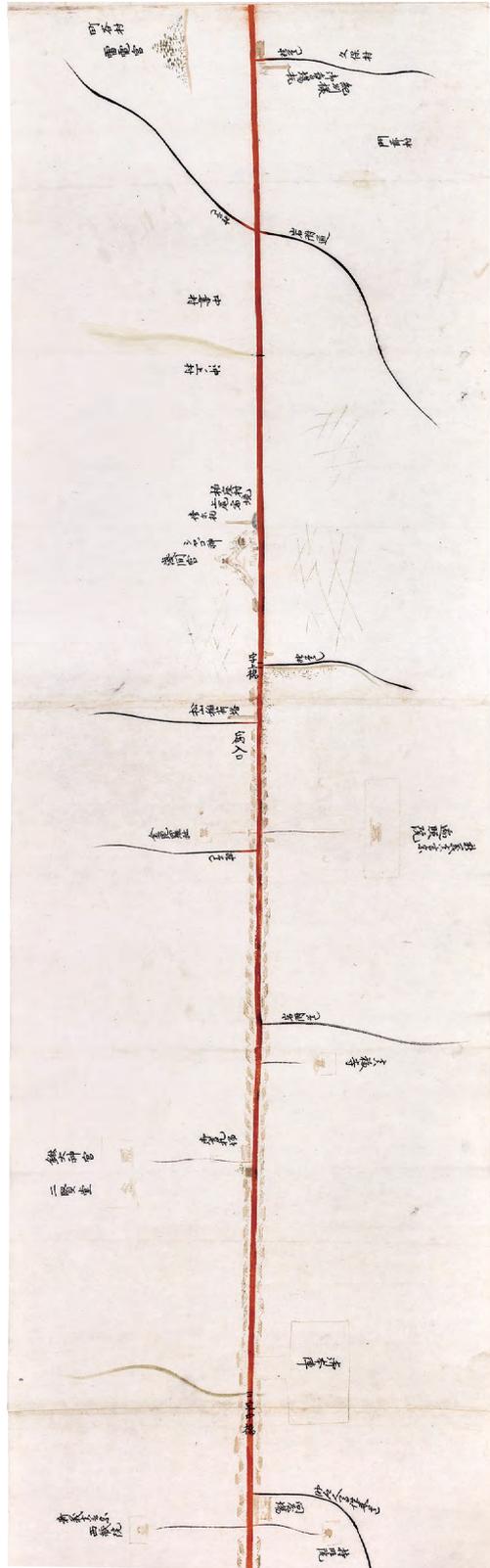
【図4-3】大宮宿③



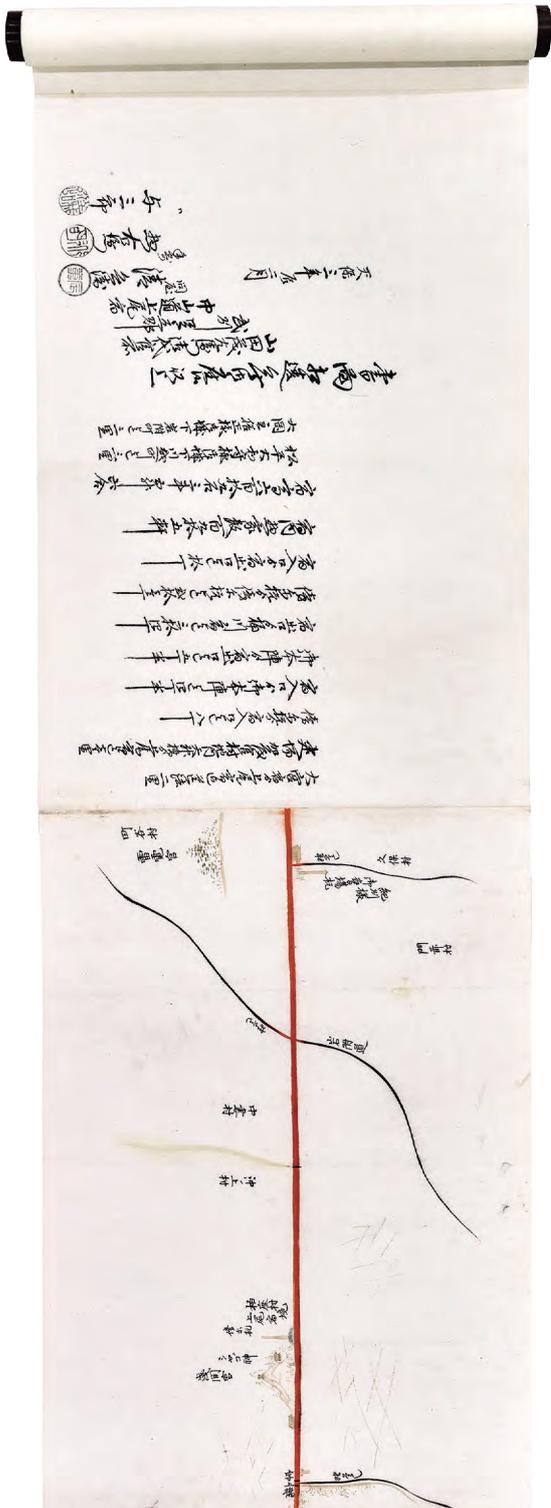
【図4.4】大宮宿④



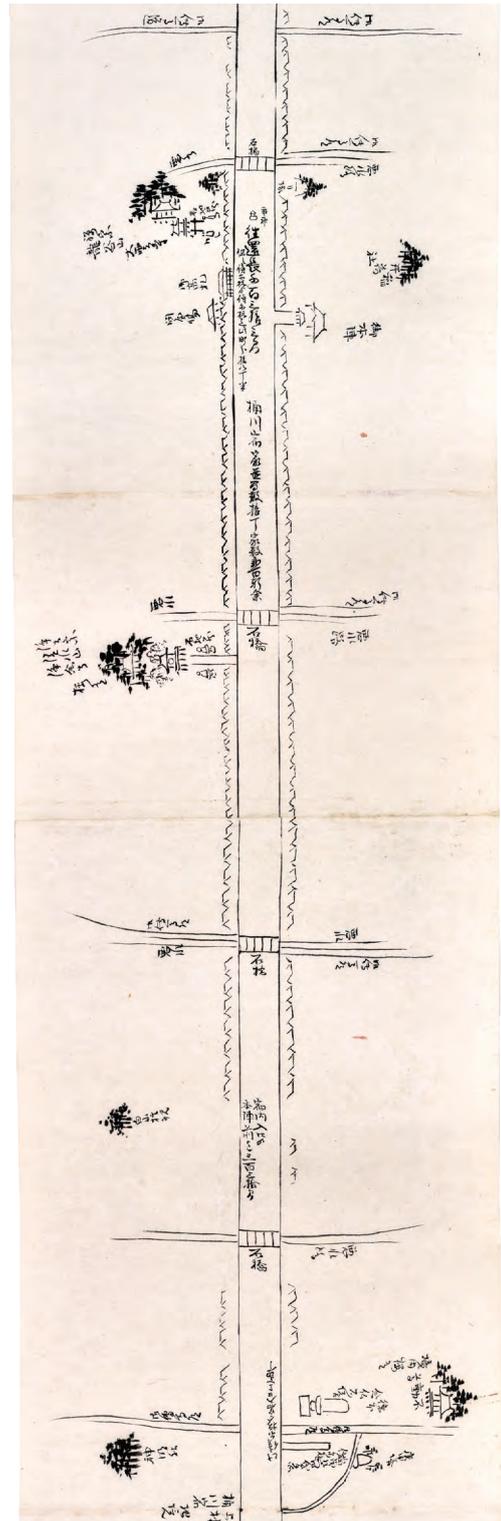
【図4.5】大宮宿⑤



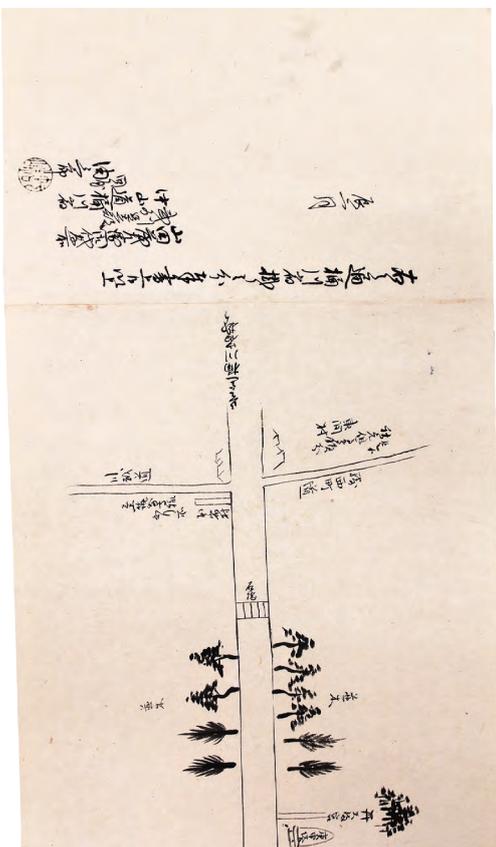
【図5-1】上尾宿①



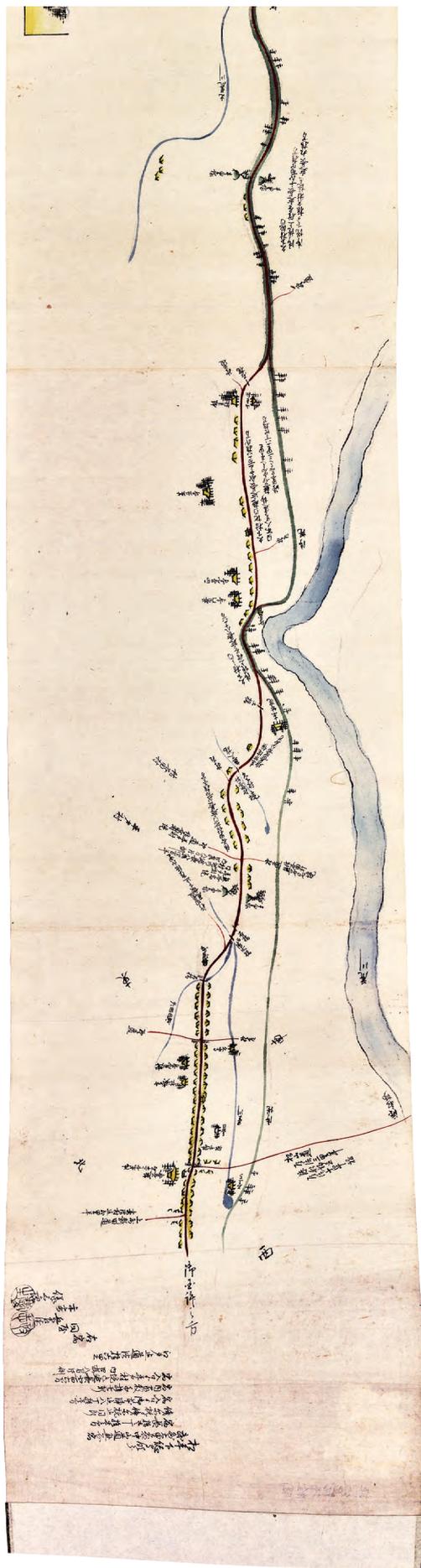
【図5-2】上尾宿②



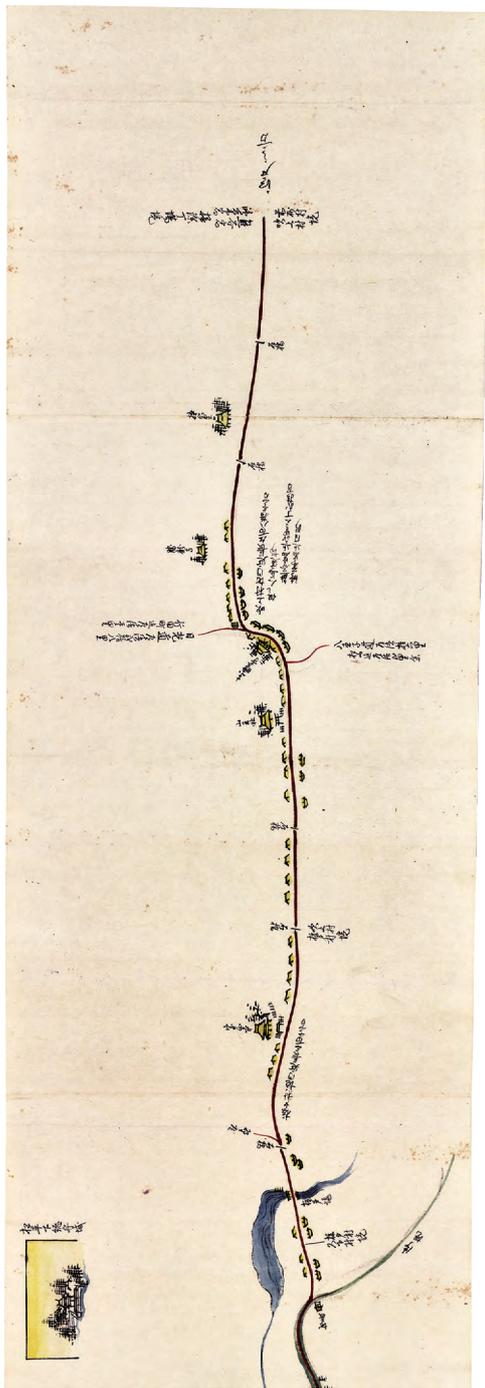
【図6-1】 桶川宿①



【図6-2】 桶川宿②



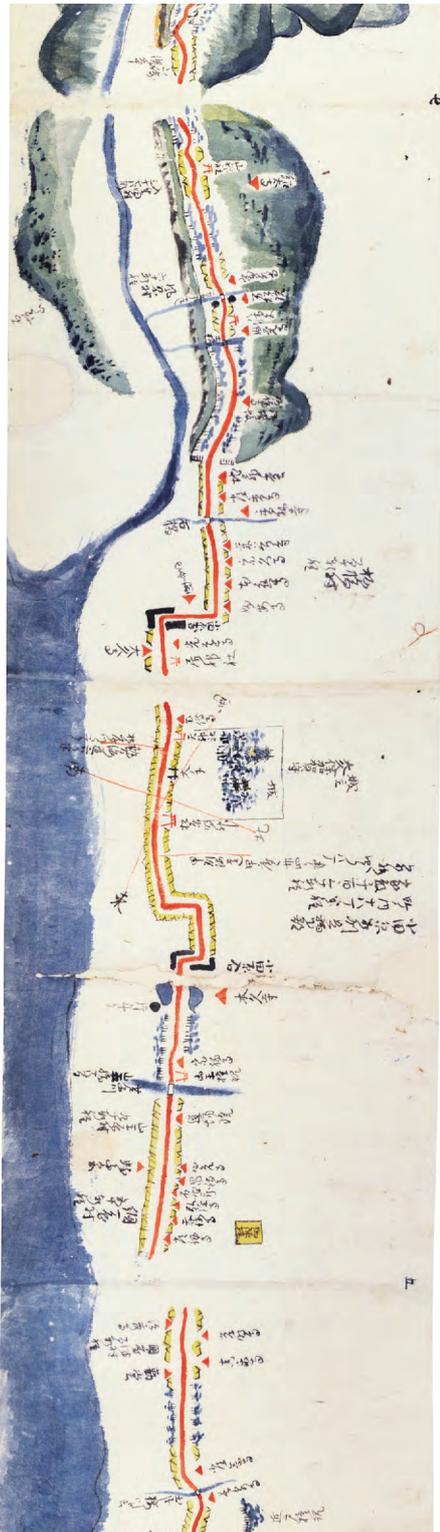
【図7-1】熊谷宿①



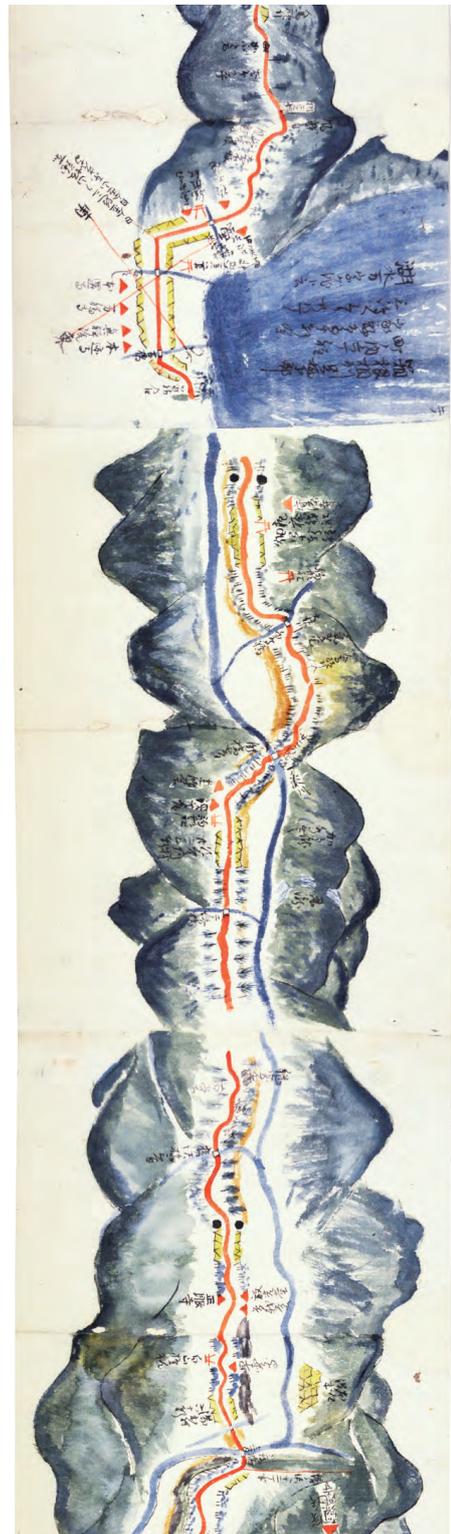
【図7-2】熊谷宿②



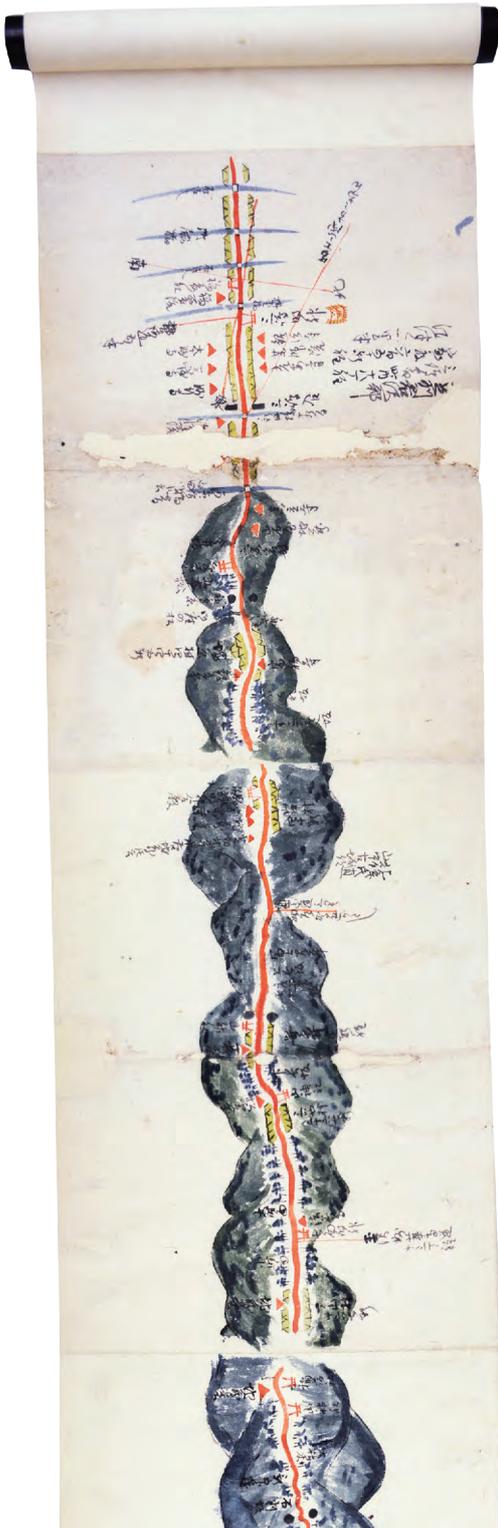
【図8-1】東海道絵図①



【図8-2】東海道絵図②



【図8-3】東海道絵図③



【図8-4】東海道絵図④